

阿賀野市条例第19号

阿賀野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年阿賀野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

4 農業委員会	会長	月額	75,400円
	会長職務代理	月額	43,100円
	部会長	月額	41,200円
	委員	月額	39,700円
	農地利用最適化推進委員	月額	30,000円

」

を

「

4 農業委員会	会長	月額	75,400円以内で、市長が別に定める額
	会長職務代理	月額	43,100円以内で、市長が別に定める額
	部会長	月額	41,200円以内で、市長が別に定める額
	委員	月額	39,700円以内で、市長が別に定める額
	農地利用最適化推進委員	月額	30,000円以内で、市長が別に定める額

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。